

犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定書

大田原市（以下「甲」という。）と公益社団法人被害者支援センターとちぎ（以下「乙」という。）は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び大田原市犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等の支援における相互の連携及び協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、犯罪被害者等の心情に配慮し、甲及び乙が連携及び協力をして犯罪被害者等に接することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって市民の誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

（連携協力）

第3条 甲及び乙は、犯罪被害者等からの相談に応じ、連携して支援を推進する必要があると認めるときは、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報取扱いについて十分配慮し、相互に連携及び協力の上、適切な支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携し、協力するものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、犯罪被害者等の支援において知り得た個人情報を適正に取り扱うとともに、本協定に基づく犯罪被害者等の支援以外に利用してはならない。

（協議）

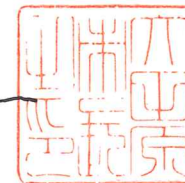
第5条 本協定に定めのない事項で、協議する必要があるとき又は本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自1通を保有することとする。

令和4年6月23日

甲 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市

大田原市長 相馬憲一



乙 栃木県宇都宮市桜4丁目2番2号
公益社団法人 被害者支援センターとちぎ

理事長

水沼智美

